

いわゆる入札ボンド制度の導入と 国土交通省直轄事業における導入の 試行について

国土交通省大臣官房技術調査課



はじめに

いわゆる「入札ボンド制度」(図 1)については、中央建設業審議会ワーキンググループ中間取りまとめ(平成18年3月29日)において、一般競争入札の拡大や総合評価方式の拡充を図るための条件整備の一環として導入を進めるべきであり各発注者共通の枠組みとして、既存制度との関係に留意しつつ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図っていく必要があるとされた。また、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドが位置付けられたところである。

国土交通省総合政策局長により、「入札ボンド制度の実施要領(案)」がとりまとめられ、9月8日付けで、「入札ボンド制度の導入について(通知)」として各機関に通知された。これを踏まえ国土交通省直轄工事では、本通知に基づき、平成18年度下半期に発注予定の一部の工事において、いわゆる入札ボンド制度の試行的導入を行うこととした。

本稿では、通知された入札ボンド制度の概要と国土交通省直轄工事での試行的導入の内容について紹介する。



入札ボンド制度の実施要領(案)の概要

(1) 趣旨および意義

公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度を入札ボンド制度として導入することとし、当該機能を有する証書を「入札ボンド」と呼ぶ。

なお、実際の導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系(入札保証金及びその代替措置である保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証等)を活用することとし、予決令第72条第1項の資格を有する者であれば、一律に入札保証金を免除する現在の会計法第29条の4の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金(現金)の納付を求めない運用に変更する。

入札ボンド制度の導入により、①履行能力が著しく懸念される建設業者、施工の実態のないペーパーカンパニー等の排除、②与信枠の設定等による過大な入札参加の抑制、③いわゆるダンピング受注に対する一定の抑止(低入札価格調査の調査対象案件について、契約保証の付保割合を1割から3割に引き上げる措置が講じられた場合における与信枠の使用、収益の低下による与信枠の引き下げ)といった効果を期待するものである。

納付を免除する。

③ 入札公告

発注に際し、まず、入札保証金の納付を求める旨の入札公告を行う。その記載例は、次のとおり。

入札保証金納付。ただし、利付国債の提供または金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合または金融機関もしくは保証事業会社と履行保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

④ 発注者への入札ボンドの提出時期

与信枠による効果を高めるとともに、発注者による競争参加資格の審査を円滑にできるよう、入札参加者が競争参加資格確認資料等の提出をするのと同時に提出することとする。この場合、提出される入札ボンドは、入札価格（入札参加者が見積もる契約金額のことをいい、消費税込みの価格をいう。以下同じ）の概算額に基づいて与信がなされたものとなる。

⑤ 付保割合

入札保証金、入札保証保険および入札保証の付保割合については、会計法令で定める最低の保証割合である5/100を基本とする。なお、入札ボンドとして取り扱う契約保証の予約については、入札参加者が落札した場合には、発注者が求める契約保証の付保割合を満たす契約保証が必ずなされることについて、金融機関または保証事業会社が書面において約していることが必要である。

⑥ 入札ボンド提出後の取扱い

入札ボンドの提出後入札までの間に、提出された入札ボンドに付保された価格の前提となる入札価格の概算額に変更がある場合には、当該概算額を引き上げる場合に限り、入札ボンドの変更に応じることとする。ただし、変更については制限を設けることとし、

例えば、変更後の金額は変更前の金額の2倍以内、変更の時期は、入札ボンド提出後10日以内とする。

また、入札時において、実際の入札価格に入札保証の付保割合を乗じて得た価格が事前に納付された入札保証金、入札ボンドとして提出された入札保証保険および入札保証に付保された価格を上回る場合、または実際の入札価格が入札ボンドとして提出された契約保証の予約に付保された価格を上回る場合には、当該入札は、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を予決令第76条に基づいて明らかにした公告により、無効となる。

(3) その他

入札ボンド制度の導入については、各発注者の状況、工事の特性、地域の実情等を踏まえ、段階的な導入を図ることとし、実務の積み重ねによる制度の改善を図りつつ、普及を促進する。



国土交通省直轄工事での導入の試行

国土交通省直轄工事で試行導入を行う工事においては、2.(1)の趣旨および意義に記述したとおり、実施要領（案）に基づき、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更することとした。

このため、国土交通省では、各地方整備局に対

表 1 入札ボンド導入予定工事（国土交通省）【H18.10.20現在】

地整名	件名	工事種別	公告予定
東北地整	釜石自動車道向落合トンネル工事	一般土木	10月下旬
	釜石自動車道遊井名田トンネル工事	一般土木	10月下旬
近畿地整	第二京阪道路寝屋地区 PC 上部工事	PC	H18.10.18
	第二京阪道路楠根地区 PC 床版工事	PC	10月下旬
	第二阪和国道阪南岬トンネル工事	一般土木	10月下旬
	第二京阪道路星田地区 PC 上部工事	PC	11月
	第二京阪道路茄子作り地区 PC 上部工事	PC	11月
	十津川道路今戸トンネル工事	一般土木	11月
	大阪北共同溝寝屋川門真地区立坑工事	一般土木	11月
	第二京阪（大阪北道路）私部西地区下部その他工事	一般土木	11月
	第二京阪（大阪北道路）津田南地区下部その他工事	一般土木	11月
	大阪北道路国道170号切替工事	一般土木	11月
	大和御所道路観音寺高架橋一町下部工事	一般土木	11月
	大和御所道路宮古地区 PC 上部工事	PC	11月

し、「入札保証金の取扱いに関する試行について」(平成18年10月16日,国官会第1032号,国地契第65号),その手続の運用を定めた「競争入札における入札の保証に関する取扱いについて」(平成18年10月16日,国官会第1033号,国地契第66号)および「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」(平成18年10月16日,国官会第1034号,国地契第67号)の3つの通知を地方整備局宛に発出した。

平成18年度は,東北地方整備局および近畿地方整備局で10月下旬以降に公告される予定価格が7.2億円以上の工事(政府調達協定に基づく工事)のうち,「一般土木工事」「プレストレストコンクリート工事」の2工事種別に該当する工事を対象として導入の試行を行う予定である。

平成18年10月20日現在,本方式の導入を予定している工事は,表1のとおりである。

4 試行工事での入札保証金の取扱い

(1) 入札方法について

試行工事において競争参加者は,電子入札システムにより,競争参加資格確認資料等の提出および入札等を行う場合であっても,入札保証金の納付等に係る書類については,紙による持参,書留郵便による郵送,または託送により提出することになる。この旨については,入札説明書において明らかにする。

(2) 入札保証金の取扱い

入札保証金については,従来の運用においては,入札参加者に対し,その全部を納めさせないこととしてきたが,今回の試行工事においては,原則として,入札保証金を納めさせることとし,国債または銀行等の保証の提供があった場合には,入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取り扱うとともに,入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき,および当分の間,銀行等または保証事業会社による契約保証の予約を受け,契約保証予約証書を提出した場合については,入札保

証金の納付を免除する。

(3) 留意事項

入札保証金の金額等(国債の総額,銀行等の保証に係る保証金額および入札保証保険にかかる保険金額を含む)は,見積金額の5/100以上とする。なお,期限までに入札保証金の納付を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の5/100に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは補償金額が入札金額(税込み)の30/100に満たない者は,入札に関する条件に違反したものととして,その入札を無効とする。

なお,入札保証金等の増額変更については,1回に限り認める。この場合,増額変更は当初納付した入札保証金の金額等または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは補償金額の2倍以内に限る。

5 おわりに

公共工事における低価格落札が国,自治体の発注を問わず激増している中,入札ボンド制度の導入による歯止め効果については,受発注者を問わず大きな期待をよせているところであるが,一方で低入札価格調査対象工事となった場合,非落札者(となりうる者)の与信枠も,低入札価格調査が終了し,落札決定がなされるまでの期間使用した状態が続くという課題もある。

国土交通省としても,先月号で紹介をした「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」に設置した専門部会において,入札ボンドの導入効果について検証方法を含め,議論を行うこととしており,来年度の初めには報告されるであろう。